明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件
（財務・経済産業・環境一）　一
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件
（農林水産・経済産業・環境一）　三
〔人事異動〕
法務省　国土交通省　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一

告示

**○財務省
経済産業省
環境省告示第一号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定により自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成二十三年五月十九日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

一　名称　麒麟麦酒株式会社
二　住所　東京都中央区新川二丁目十番一号
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	緑	三三〇ミリリットル	三四九グラム	ビール用	図のとおり	七一七、二七九キログラム

四　回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。